

## 四 交通安全対策特別交付金について

### 1 概要

交通安全対策特別交付金とは、交通反則金収入を原資として、地方公共団体が単独事業として行う道路交通安全施設の設置及び管理に要する費用に充てるため、都道府県及び市町村に年2回（9月、3月）交付されるものである（道路交通法附則第16条、同第17条、同第18条）。その用途は、「交通安全対策特別交付金等に関する政令」に定めらるるものに限定されている。

### 2 沿革

#### （1）創設

道路交通法の一部を改正する法律（昭和42年8月1日法律第126号）の制定により、昭和43年7月1日から一定の道路交通反則行為に対して交通反則通告制度が実施され、通告処分による反則金に係る国庫の収入相当額を交通安全対策特別交付金として、当分の間、地方公共団体に交付し、交通安全対策施設を充実させることとした。

#### （2）改正

##### ① 昭和49年度

- ・ 交付金の用途対象施設の拡大
- ・ 交付金の最低交付限度額の引き上げ

##### ② 昭和51年度

- ・ 交付金の用途対象施設の拡大

##### ③ 昭和56年度及び昭和57年度

- ・ 交付金の最低交付限度額の引き上げ

##### ④ 昭和58年度

- ・ 地方交付税法等の一部を改正する法律（昭和58年法律第36号）の制定及び関係法律、政令等の改正により、9月と3月の年2回に分けて交付されることとなった。また、普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額に算入されることとなった。

##### ⑤ 昭和61年度

- ・ 交付金の用途対象施設の拡大

##### ⑥ 昭和62年度

- ・ 地方公共団体における交通安全施設整備の均衡のとれた推進を図るため、配分要素として新たに「改良済道路延長」が加えられ、配分割合が「交通事故発生件数」を4分の2、「人口集中地区人口」と「改良済道路延長」をそれぞれ4分の1とすることに改められた。

##### ⑦ 平成3年度

- ・ 交付金の用途対象施設の拡大

- ⑧ 平成 8 年度
  - ・ 交付金の使途対象施設の拡大
- ⑨ 平成 16 年度
  - ・ 交通安全対策特別交付金に係る国の報告徴収及び国への返還の規定を廃止
- ⑩ 平成 19 年度
  - ・ 道路法の規定に基づき、一般国道又は都道府県道を市が特例的に管理する場合についての交付基準の追加
- ⑪ 平成 23 年度
  - ・ 道路法の規定に基づき、都道府県道を町村が特例的に管理する場合についての交付基準の追加

### 3 岡山県の交付状況

令和 5 年度交通安全対策特別交付金の市町村分総額は、317,166 千円（対前年比 9.87%減）であり、岡山県基準額は、631,424 千円（対前年比 9.43%減）となっている。令和 4 年度及び令和 5 年度の交付団体、交付金額は第 26 表のとおりである。

### 4 市町村交付額の算出方法

指定都市以外の市町村交付額（千円未満切り捨て） =

$$\begin{aligned}
 & \text{(県基準額－指定都市の指定都市基準額)} \times \frac{1}{3} \times \\
 & \left\{ \frac{\text{当該市町村における交通事故の発生件数}}{\text{県内の指定都市以外の市町村における交通事故の発生件数の合計数}} \times \frac{2}{4} + \right. \\
 & \frac{\text{当該市町村の人口集中地区人口}}{\text{県内の指定都市以外の市町村の人口集中地区人口の合計数}} \times \frac{1}{4} + \\
 & \left. \frac{\text{当該市町村が管理する改良済道路の延長}}{\text{県内の指定都市以外の市町村が管理する市町村道に係る改良済道路の延長の合計}} \times \frac{1}{4} \right\}
 \end{aligned}$$

ただし、道路法第 17 条第 2 項及び第 3 項の規定により、一般国道又は都道府県道の管理を行う市及び都道府県道の管理を行う町村への交付額は、次の式によって算定した額を加算する。

市町村交付額加算分（千円未満切り捨て） =

$$\text{(県基準額－指定都市の指定都市基準額)} \times \frac{5}{12} \times$$

$$\left\{ \frac{\text{当該市町村における交通事故の発生件数}}{\text{県内の指定都市以外の市町村における交通事故の発生件数の合計数}} \times \frac{2}{4} + \frac{\text{当該市町村の人口集中地区人口}}{\text{県内の指定都市以外の市町村の人口集中地区人口の合計数}} \times \frac{1}{4} + \frac{\text{当該市町村の区域内の一般国道及び県道に係る改良済道路の延長}}{\text{県内の指定都市以外の市町村の区域内の一般国道及び県道に係る改良済道路延長の合計}} \times \frac{1}{4} \right\}$$

$$\times \frac{\text{当該市が道路法第 17 条第 2 項の規定により管理する一般国道及び県道に係る改良済道路延長} \\ \text{又は 当該町村が同条第 3 項の規定により管理する県道に係る改良済道路延長}}{\text{当該市の区域内の一般国道及び県道に係る改良済道路の延長}}$$

$$\underline{\text{指定都市交付額(千円未満切り捨て)}} = \text{指定都市基準額} \times \frac{3}{4}$$

$$* \text{指定都市基準額(千円未満切り捨て)} = \text{県基準額} \times$$

$$\left\{ \frac{\text{指定都市における交通事故の発生件数}}{\text{県における交通事故の発生件数}} \times \frac{2}{4} + \frac{\text{指定都市の人口集中地区人口}}{\text{県の人口集中地区人口}} \times \frac{1}{4} + \frac{\text{指定都市の区域内の改良済道路の延長}}{\text{県の区域内の改良済道路の延長}} \times \frac{1}{4} \right\}$$

(注) 交通事故の発生件数：当該年度の前年及び前々年に発生した交通事故件数  
 人口集中地区人口：最近の国勢調査の結果による人口集中地区人口  
 改良済道路の延長：前年度の4月1日以前において、供用の開始があった道路のうち、道路構造令の規定による基準に適合するもの又はこれに準ずるものの延長

なお、9月に交付すべき交通安全対策特別交付金の額が25万円未満となる市町村に対しては、当該年度において交通安全対策特別交付金を交付しないこととなっている。

第26表 交通安全対策特別交付金市町村別内訳表

(単位:千円)

市町村名	9月交付額			3月交付額			9月+3月交付額		
	令和5年度	令和4年度	増減	令和5年度	令和4年度	増減	令和5年度	令和4年度	増減
岡山市	99,660	114,653	△ 14,993	91,172	99,126	△ 7,954	190,832	213,779	△ 22,947
倉敷市	33,903	37,463	△ 3,560	31,015	32,390	△ 1,375	64,918	69,853	△ 4,935
津山市	4,942	5,730	△ 788	4,521	4,954	△ 433	9,463	10,684	△ 1,221
玉野市	2,276	2,820	△ 544	2,082	2,438	△ 356	4,358	5,258	△ 900
笠岡市	1,992	2,372	△ 380	1,822	2,051	△ 229	3,814	4,423	△ 609
井原市	1,719	2,186	△ 467	1,573	1,890	△ 317	3,292	4,076	△ 784
総社市	3,838	4,076	△ 238	3,511	3,524	△ 13	7,349	7,600	△ 251
高梁市	1,346	1,560	△ 214	1,231	1,349	△ 118	2,577	2,909	△ 332
新見市	1,888	2,127	△ 239	1,726	1,839	△ 113	3,614	3,966	△ 352
備前市	1,090	1,168	△ 78	997	1,010	△ 13	2,087	2,178	△ 91
瀬戸内市	1,078	1,288	△ 210	986	1,114	△ 128	2,064	2,402	△ 338
赤磐市	2,438	2,571	△ 133	2,227	2,222	5	4,665	4,793	△ 128
真庭市	1,822	1,852	△ 30	1,665	1,601	64	3,487	3,453	34
美作市	1,283	1,531	△ 248	1,174	1,324	△ 150	2,457	2,855	△ 398
浅口市	881	1,175	△ 294	806	1,015	△ 209	1,687	2,190	△ 503
市計	160,156	182,572	△ 22,416	146,508	157,847	△ 11,339	306,664	340,419	△ 33,755
和気町	481	546	△ 65	440	472	△ 32	921	1,018	△ 97
早島町	1,168	1,083	85	1,068	936	132	2,236	2,019	217
里庄町	397	425	△ 28	363	368	△ 5	760	793	△ 33
矢掛町	569	691	△ 122	520	597	△ 77	1,089	1,288	△ 199
新庄村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鏡野町	514	590	△ 76	471	510	△ 39	985	1,100	△ 115
勝央町	439	472	△ 33	401	408	△ 7	840	880	△ 40
奈義町	310	329	△ 19	284	284	0	594	613	△ 19
西粟倉村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久米南町	302	343	△ 41	277	297	△ 20	579	640	△ 61
美咲町	768	987	△ 219	702	853	△ 151	1,470	1,840	△ 370
吉備中央町	537	688	△ 151	491	595	△ 104	1,028	1,283	△ 255
町村計	5,485	6,154	△ 669	5,017	5,320	△ 303	10,502	11,474	△ 972
県計	165,641	188,726	△ 23,085	151,525	163,167	△ 11,642	317,166	351,893	△ 34,727

岡山県交付基準額	329,762	373,907	△ 44,145	301,662	323,272	△ 21,610	631,424	697,179	△ 65,755
うち市町村分	165,641	188,726	△ 23,085	151,525	163,167	△ 11,642	317,166	351,893	△ 34,727